

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

議事日程に入る前に一言お願いをさせていただきたいと思います。

昨日、私の一般質問の中で村上昌生町長に対して、のんびりしているというような趣旨の発言をいたしました。これは村上昌生町長に対するまことに失礼な発言でございます。そこでその発言の取り消し、また謝罪、また会議録からの削除、これをお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（横井良隆君）

ただいま吉原経夫議員から6月8日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって町長に対する発言が不適切であったとの理由により、その該当する部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、吉原経夫議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

では、議事に入ってまいります。

日程第1、議案第25号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5 番若山照洋議員。

○5 番（若山照洋君）

第26条で改正されたひとり親の要件というか条件。あと33条の2、こちらはひとり親控除の要件はどのようになるのでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

第26条、非課税のひとり親の要件でございます。1点目としまして、生計を一にする子を有すること。2点目としまして、前年の合計所得金額が135万円以下であること。3点目としまして、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことでございます。

次に第33条の2、ひとり親控除の要件でございます。1点目としまして、生計を一にする子を有すること。2点目としまして、前年の合計所得金額が500万以下であること。3点目としまして、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものがいないこと。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○5 番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5 番若山照洋議員。

○5 番（若山照洋君）

同じく33条の2になるんですが、男性の寡夫は寡夫控除が受けられなくなったのかと、あと改正後の寡婦控除の対象となる寡婦はどなたか。どのような対象でしょうか。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

1点目の男性の寡夫なんですが、生計を一にする子を有する男性の寡夫は今回の改正でひとり親控除の対象となりまして30万円の控除が受けられます。

次に、女性の寡婦控除の対象ですが、こちらは夫と死別した女性及び子以外の扶養親族を持つ死別、離別の女性でございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

固定資産関係なんですが、大治町内で固定資産の所有者が亡くなられた場合で税の基準日というんですか、1月1日に相続登記が済んでいない場合、どのような事務処理と  
いうか対応をされているのでしょうか。

あと、今回新たに固定資産の所有者が不明の場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができる規定が設けられたと思うんですが、町内でこの規定に該当する固定資産とかはあるのでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

ただいまの御質問、第52条の関係かと思いますが、賦課期日現在、1月1日現在の賦課期日で相続登記が済んでいないような場合、こういう事案につきましては相続人の中から相続人代表者の指定届を出していただきまして、その相続人代表の方に納税通知書等を送達しております。

続きまして、町内に固定資産の所有者の存在が不明でその固定資産に使用者がいるような案件はございません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。何点が質問させていただきます。

まず第26条……

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

立たないといかんね。ごめんなさい。

○議長（横井良隆君）

番号と名前を言ってください。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。何点か質問させていただきます。

第26条ですが、これで2のところに障害者、未成年者等とあって135万を超える場合は除くとあります。例規集を見ますと125万円になっております。ということは、まだ施行されていないのか。それか例規集改定後に施行が来たのか、どちらかだと思うんですが、寡婦はもう施行されているようなんですが、そこら辺施行年月日を教えていただきたいということと、もし135万、施行期日前ですとこれは今までですと一部を改正する条例の一部を改正する条例になるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

2点目でございます。あとの方なんですが、条例改正部分を読んでいきますと令和元年度分という表記がございます。例規集の中だと平成31年度分になっております。他の表記のところですが。法律的に見ると平成31年でも令和元年でも一緒だと思うので有効性には変わりはないと思うんですが、今まで大治町は条例改正ですと一つの表現にまとめていく形でやっております。ですから、今までは平成31年度分ということでやってきまして今回令和元年度分。令和元年度分に統一していくのか。いや、どちらにもしないのか。平成31年度分でやっていくのか。そこら辺お考えをお示しいただきたいと思います。

3点目でございます。この条例改正案ですが3条建てになっております。第3条の方は条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例ですからわかるんですが、1条目と2条目、1条目が大治町税条例（昭和29年大治町条例第8号）とありまして、第2条の方は大治町税条例とあって括弧づけがありません。ですから、違うものだったら第1条、第2条を分けるということはわかるんですが、同じか違うのか、そこをちょっとお示し願いたいと思います。

あともう1点は、所有者不明土地等に係る規定の整理を行うための条例改正でございます。これは全国的に相続放棄などなど所有者がわからない土地がふえてきていると。やっぱりそういうところも課税をしていかなきゃいけないということで、国がその一部である所有者はわからないけれど使用者がわかっているものに関して課税していこうという考えでございます。大治町はまず所有者不明、つまり相続放棄などされてわからないところは何件ぐらいあって、使用者はわかっている、前の議員の話だと使用者がわかっているところはないということでございますが、そこら辺何件あって何件なのか、ちょっとお示し願いたいと思います。当然調査されたと思いますのでお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

まず26条の合計所得金額が135万、これが125万ではないかということなんですが、135万円に改正したのが平成30年6月議会のときに非課税措置の所得要件を125万から135万円に引き上げをいたしました。これにつきましては施行日が令和3年1月1日でございます。次に……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

とりあえず3つ目。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

第52条の所有者不明土地、こちらの……

○議長（横井良隆君）

条例改正、3条建ての。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

失礼しました。今回の改正条例の3条建てのところで施行日の括弧書きの件でございますが……

○議長（横井良隆君）

もしあれだったら4つ目の答弁を。所有者不明と使用者。

それでは、質問にありました4点目を先に答弁させていただきます。

引き続き、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

大変失礼しました。52条の所有者不明土地の所有者が不明の土地が何件あるかという御質問でありましたが、こちらにつきましては件数の方はわかりません。先ほどの答弁

は所有者不明土地に使用者がいる件数はないとお答えしました。

○9番（吉原経夫君）

所有者の件数がわからなかったら使用者どころか何もわからんじゃん。わかっているけど答えられないっていうんじゃないで。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

こちらの案件なんです、例えば納税通知書を送付しまして「あて所に尋ねあたりません」ということで納税通知書等が返戻されるような件数でございます。それにつきましては15件ございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

先ほどの御質問で大治町税条例の昭和29年大治町条例第8号の括弧書きが2条の方がないという御指摘でしたが、同じ条例ですので第2条の方は書いてございません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず26条の関係で125万円、当然平成30年6月議会で改正しています。施行日が令和3年1月1日なので施行日がまだ来ておりません。施行日が来ていない条例改正は一般的には今まで一部を改正する条例の一部を改正する条例というふうに名前をつけていたと記憶しているんですが、そこら辺どうなんでしょうか。一部を改正する条例ではなくて、施行日が来ていないものに関しては一部を改正する条例の一部を改正する条例と今までそういうことでやってきていると思うんですが、あと、第2条は第1条と同じということで、なぜそれを第1条、第2条分けたんでしょうか。第3条に関しては一部を改正する条例の一部を改正する条例ですから、1条、2条同じ条例なら分ける必要がないからそこら辺はなぜなんでしょうか。

また、先ほど納税通知書を送ったけれど返ってきているのが15件だということで、届かないのが。端的に所有者がわからないというのは相続のときに相続放棄、関係者が全員相続放棄してしまうと国に行くんですが、国が登記するわけでもありませんので、こういう場合に所有者がわからないということが多いと思います。この15件、どのような状況なのか、やっぱり調べる必要があるんじゃないかなということと、一般的に相続放棄しましても田んぼや畑があればそれを耕作される方、一般的な話ですよ、ですとかアパートとか借家を持っていた方が相続放棄されてもまだ住んでみえる方がいれば借家料が発生するなどそういうような事例が全国的にあると聞いているので、そこら辺大治町は大丈夫なのか。そういう今回の使用者という感じに当てはまるものはないという話ですが、そこら辺どうなのかということがちょっと心配になります。そこら辺戻ってきたもの、そこはどのような状況か調べていないということだとなぜその先がわかるのか。調べられたのだったらどのように調べられたかちょっと御返答をお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

最初の御質問の非課税所得の125万円なんですが、先ほど申しましたように平成30年6月に既に議決をされておりますので、未施行ではありますが今回につきましては135万円とさせていただきました。

続きまして、なぜ3条建ての1条と2条を分けたのかでございますが、附則のところでも施行期日の違いで分けさせていただきました。

最後の御質問です。15件の内訳なんですが、例えば町内の方であれば当然現地調査をいたします。そちらに住んでいなければ公示送達をさせていただきます。町外の方であればそちらの管轄市町村の方へ調査をいたしまして、所在がわからないようであればこちらについても公示送達をいたします。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

最初の点で、30年6月に135万円の件、30年の6月議会で条例改正した点はわかります。施行日がまだ来ていないのもわかります。だったら今までのやり方と一部を改正する条例の一部を改正する条例という名前にしなきゃいけないんじゃないかなとそこら辺ちょっと回答をもらえていませんが、少しそういう点を考えていただきたいと思います。

あとですね、行方不明者の15件ですが、15件とも現地調査したところ田んぼや畑だったら耕作されていない。また、借家だったら誰も住んでいないということでしたら了解できるんですが、そこら辺どうなっているのか。日本国憲法にありますように日本国民は納税の義務がございます。納税の義務の前に行政側は課税の通知をしないと納税できませんのでそこら辺もう少しこういう条例改正される折でもありますので、もう少しちょっとしっかりやっていただきたいなと思ひまして、そこら辺もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず1点目のところ。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず題名のところでございますが、今回は大治町税条例、これが大もとの条例です。それとあわせて過去にやった一部改正条例のさらに改正ということで、そういったときにはこの議案のとおり大治町税条例等という言葉を使うというのが手法でございますので御理解いただきたいと思ひます。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

先ほど来の15件の公示送達の件でございますが、こちらにつきましては法律に基づきまして処理をしておるものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務建設常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第26号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。この議案第26号国民健康保険税条例の一部改正について、そもそこの条例改正の今回の趣旨といいますかそこら辺の説明をちょっとお願いしたいんですが。

○保険医療課長（橋本健司君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保険医療課長、どうぞ。

○保険医療課長（橋本健司君）

条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険の被保険者間において保険税の公平性の確保と低所得者層の保険税の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定基準の見直しをするものでございます。また、平成30年度から国民健康保険が愛知県で広域化となり、県が示す標準税率を考慮し税率改正時の緩和策として基金を取り崩し財源に充てていくものであります。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第3、議案第27号大治町税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第28号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。議案第28号について、これ昨年の12月のときでも条例の改正が行われたと思うんですが、今回の改正について何が追加とかどういうふうにされたのかということと、今後大治町内では適用される施設というのはないと思うんですが、今後この条例の運用に対してどのように町として考えているのかというのをちょっとお聞きしたい。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の条例改正におきましては、連携施設の確保を不要とすることができる場合の類

型を新たに示し、第1号により不要となる施設についてわかりやすく明記したものでございます。

次に、今回改正する基準は国の基準に従うべき基準となっております。これまでも国の基準に従って条例を制定、改正しております。今後も保育事業を運営するに当たり将来も見据えて国の基準に従っていく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。前回の条例改正の中で少し確認させていただいたことで、改正前の家庭的保育事業等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときはというのが少しずれていますが、内容的には同じことだと思います。ですから、一応連携施設の確保が著しく困難であると認めるという条文はつくりましたが、前回から。そういうふうにならないように行政側として努力していくという子育て支援課長の前回答弁をいただいておりますが、今回もそのような解釈でよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回、先ほど説明したように、連携施設の確保について不要とできる場合の類型が示されました。こちらに保育所等の利用調整は保護者の就労等により点数化し、入所者の優先利用順位を決定していくことで町の対応ができるものではないかと考えておりますので、今回の条例改正は国の基準に基づくものですのでよろしくお願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

だから新しい規定を入れたということですね。それはわかります。ただ、それ以外の点で連携施設の確保が著しく困難であると。こういうふうになっちゃいけないわけですよ。条例の中には規定してある。国の従うべき基準ではございますが、連携施設の確保が困難になるような状況に町としてなっては困るわけで、そこら辺前回はそういうふう

にならないように町としても対応していきますというような趣旨の答弁をいただいております。条例としてはこういう国の従うべき基準ですから入れるのはわかりますが、町の姿勢としてはそうならないように努めていくということで前回頑張ってやっていくというような趣旨の答弁をいただいておりますので、今回もそれでいいと思うんですがそこら辺一言お願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほどもお答えしましたとおり、将来を見据えての改正ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第29号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第30号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。今回の改正で放課後児童支援員の資格研修を行うものとして、知事、指定都市の長に中核市の長を加えるとあるが、中核市の長が行う研修というのを加えることによって、まずなぜこの中核市の長を加えることになったのか。そして、加えることによってどんなメリットがあるのか。その2点を教えてください。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

こちらの改正におきましても国の基準が改正されたものでございますが、現在全国で放課後児童クラブの需要が拡大しております。その中で研修ができる都市を中核市もふやしていくという施策でございます。

メリットについてですが、研修の機会がふえることと愛知県では3市が中核市となっておりますが、全国的にも中核市が幾つもありますのでそちらの方も該当していきますのでそちらの方がメリットになってくるかと思えます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

ありがとうございました。これ需要が増でそういう方がふえると研修の機会をたくさん行えるようなことでそういうことを目的として中核市を含めたということで問題ないですか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第8、議案第32号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務建設常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第33号令和2年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず、大治町子育て世帯臨時特別給付金について、何点かお聞きいたします。

これは児童手当支給者に1万円、町単独で上乗せするものでございますが、あま市などは児童手当、いわゆる特例給付5,000円の支給の方にも支給しております。大治町はそこら辺特例給付の方には支給していないということでこれはどのような考えなのか。

2点目は、公務員分を見込んでいるという説明でございまして、具体的に何人ぐらい公務員分が要るのか。特に大治町の役場の中だと何人というのははっきりするのでそこら辺の正確な人数がわかれば教えていただきたいと思います。

もう1点は、いわゆる生活保護世帯の収入認定でございます。一応厚生労働省の基準によりますとこういう市町村が特別に交付する分に関しては1世帯当たり8,000円を超えると超えた分が収入認定、つまり超えた分が次の月の保護費から引かれるということでございますが、今回愛知県の方で取りまとめて厚生労働省に情報提供をした上で収入認定しないでほしいという動きがあるということもお聞きしております。そこら辺どうなのか。

次の新型コロナウイルス感染症対策協力金（テナント分）でございます。これ議案説明の中でもありましたが大規模複合施設、これは休業対象です。しかし、その中にあるテナントで休業対象になっていない業種の場合、今までの規定だと協力金がもらえない。これは余りにも私も理不尽だなと思っていたら、今回愛知県が考え方を変えられて入れられたと、協力金の対象にされたということでございますが、そこら辺の経緯をどのように伺っているのでしょうか。お願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

まず子育て世帯臨時特別給付金につきましては、大治町において国の給付金に上乗せという形で給付するものでございます。

続きまして公務員の見込みでございますが、人数については確定できません。今回、国の給付金の算定に当たり10%を見込むという数字で算定することとなっておりますので500件を見込んでおります。

最後に収入認定についてでございますが、今回県を通じてこの支援の調査が来ており

ます。それをもって情報提供であるということを確認しております。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

テナント分の協力金でございます。こちらにつきましては、5月12日の時点で県の方から制度についての記者発表を行うということで町の方に通知がございました。それによりまして我々の方も今回議会の方へ御審議いただくように補正予算として案を取りまとめまして今回計上させていただいたものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

子育て世帯臨時特別給付金の公務員分についてはやはり人数がわからないということでございます。はっきりわかっているのは大治町役場職員の中でそういう児童手当受給世帯が何世帯あって、その中で大治町が払う、対象になる大治町民が何世帯あるかということのははっきりわかると思います。その点だけでもお教え願いたいと思います。

○議長（横井良隆君）

聞いてどうするの。公務員に出すなってこと。

○9番（吉原経夫君）

はっきりわかっている数字だけは出して。わからないなら仕方がない。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほど申し上げたとおり500件を見込んでおります。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第33号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号令和2年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

1番鈴木康友です。12ページ、総務費の中でA I を活用した総合案内サービス業務委託料並びにA I－OCR共同利用サービス業務委託料とございますが、ウェブ上で行政サービスの質問ができることで住民サービスへ大きく寄与するものだと考えておりますが、この中で一つ、希望自治体で共同運営するとございましたが希望自治体を詳しく教えていただければと思います。

また、今後のランニングコスト、補正予算で費用が今上がっておりますが、来年度以

降のランニングコストについての目安があればこちらのほうもお答えいただきたいと思います。

もう1つ、具体的な内容や広報はまだ固まっていないものだと思いますが、今後このウェブ上のものになりますので例えば端末を置くということがないとは思われますので、どのように周知、広報していくのか。またその形が今の段階でございましたら教えていただきたいです。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず1点目の希望自治体でございますが、1つずつと申し上げるのも数が多いですので県内54団体のうち38団体が参加の表明をしております。これは今年度からということ。また来年度からは新たに3団体が加入の検討をしているということで承知しております。

それからコストにつきましてですが、これは説明会でも申し上げましたがまだ業者が決まっておりません。その関係で今愛知県が最大の数値を見込んでおるところでございますので、これは参加市町村がプロポーザルの審査をしてございますのでそこが確定してきましたらそういった数字もお答えできるかと思えます。

それから広報につきましては、これも説明会のときに11月ごろをめどにというお話を差し上げましたが、ちょっと今おこなっている現状ではございますが、まず11月からすぐ使えるかどうかはちょっとまだ微妙なところでして、これを運用するに当たってQアンドAを入れ込んでいくというような作業がありますので、そういった作業があります関係上、実際の運用がまだ見えてこないものですからそれはわかり次第周知をしたいと思っておりますが、当然広報、ホームページ、メールサービス等は十分活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

16ページ、交通安全対策事業費の中でセンサー及びペダル抑制の方が90台分。ペダル抑制のみが10台分ということで予算の補助もおりているということで、このニュアンスとしてはセンサー・ペダルを多く普及していきたいという意図でよろしかったでしょう

か。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

内訳でございますが、90台センサーつきなんです、高齢者の方にとってどちらの方が便利がいいかということも踏まえながらセンサーつきの方を90台見込んでおります。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○2番（三輪明広君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番三輪明広議員。

○2番（三輪明広君）

2番三輪明広、よろしくお願いします。8ページの歳入の国庫補助金で学校臨時休業対策費補助金で227万7000円ですが、事業の目的や背景について説明をお願いいたします。

もう1点ですが、18ページの教育費、学校給食費返還等事業費補助金で303万7000円とあります。この町の補助金は学校を通して支払うのか、事業者に直接支払うのかをよろしくお願いします。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部次長、どうぞ。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議員の御質問ですが、同じ事業の歳入歳出というように思われます。

まず1問目、事業の目的や背景ということでございますが、学校給食につきましては通常ですが学校が保護者から給食費を徴収いたしまして業者へ支払うという流れで行っております。今回、学校を休業したことによりまして学校が発注を済ませているもの、発注済みのものでその上でキャンセルをした食料。既に業者が調達や加工を済ませているようなもので、その業者も転売やキャンセル等ができなかった食材について国が4分の3、町で4分の1を負担するというものでございます。結果としましてはそれが保護者への負担の軽減となるということを目的としたものでございます。

また、この補助金が学校を通して支払うものか、業者に直接支払うものかという御質

問ですが、こちら文部科学省のフローチャートによりますと町から事業者へ支払うということとなっております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。まず16ページ、保健衛生費の中の保健センター備品購入費。非接触型体温計だと思いますが5台分。それと同じく18ページ、消防費の中の備品購入費、その下の教育の方でもこの非接触型体温計ということで、これ同じものだと思うんですが、管理上から見ても一括して購入して管理とかそこら辺というのはできないものなんですかね。こうやってばらばらであったりするとまた管理とかいろんな、購入業者は一緒だと思うんですが例えば違っていたり単価がばらばらだったりとかそういうことも出てくる可能性もあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺について町としてはどう思われますか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

実はこの案件につきましては町長からも指導を受けておる中でございます。

まず地方公共団体の予算の編成について少し御説明をしたいと思います。地方公共団体の予算は実は地方自治法第216条において、「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」とこういう定めがございます。この案件については議会の承認が要するところでございます。この後、地方自治法施行令におきまして、歳入歳出予算の款項を目節に区分するとこれも総務省令で決まっています。こういったことを踏まえまして各担当からそれぞれの性質目的に従って予算をとっております。この中で実は当初予算、これについては予算査定の中でいろいろな課の状況を財政が中心となって一括に把握することとなっております。今回のように補正予算の場合につきましては、実は今まで予算査定というのは行っておりません。それについては補正予算そのものが当初予算編成後の事由によりどうしても必要なものという観点からそうしておったわけでございます。しかしながら、今回のような状況の中

でいろんなところがいろんなものを一緒に組むとこういうことが出てまいりましたので、今後につきましては町長から指示を受けまして部課長会でも各ここにいる課長たちとも大分話をいたしました。補正予算の協議の中でやはりこれも財政が中心となって精査をさせていただくというふうな編成方針を変えていきます。今後このようなことがないような予算編成にしたいと思います。ただ、どこまでいっても地方自治法の中で動かなければならない我々でございますので、そのところは少し御容赦願いたいのと、それから今回組む備品でございますが、これが庁舎の中で庁舎管理のために用いるものなのか。もしくはイベントに際して用いるものなのか。こういった条件によっても組み方は変わってくると思います。こういうことも十分精査しながら今後進めてまいりますので今回の件については御容赦お願いしたいというものでございます。よろしくお願いします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。今までもいろんな、議題外だったらとめてください。いろんな購入して管理だとかそこら辺に対しても今回同じようなものが購入されて管理がされていないとかこっちはあるとか、逆にこれは違うから貸せないだとかそんなことははっきり言って町民には関係ないんですよ。何のために買おうが。特に今回の非接触型体温計でもいろんなところで使いたいと言ったら貸せないとかそんなことになったらいけないですから、また購入するののかというのもあつたりしますのでそこら辺やっていってください。

はい、わかりました。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。12ページの6目の企画費ですが、まちづくり推進事業費230万。これ説明では西小のコミュニティの購入ということで折りたたみ式のステージと聞いておりますが、この購入するための目的をお聞きしたいのと、それから西小学区だけで使用されるのかということと、もう1点、このステージの備品の管理とか運用について窓口はどこかというようなこの3点をちょっとお伺いしたいと思います。よろしく

お願いします。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野克哉君）

失礼します。今回のこのコミュニティ助成事業交付金についての質問でございます。目的としましては今回西小学校区地区コミュニティの方で行いますお祭りなどのイベント開催時において小学校のグラウンド等を使用していると思います。その中でイベント等のステージ発表を行うに当たりまして適切な大きさのものがございませんでしたので、今回この交付事業を活用させていただきましてコミュニティの行事のさらなる発展、活性化を図ることを目的に申請をさせていただきました。

次に、西小学校区のコミュニティのみかという質問でございますが、こちらにつきましては大治小、大治南小学校区が使用する際にもお互いが使用できるようにするものでございます。また管理につきましては、大治倉庫で管理をさせていただきます。よって窓口の方は企画課を通してしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

ありがとうございました。新型コロナウイルスの感染の関係でイベントはことし開催されるかどうか。いろんな地方では中止が多いんですが、せっかく買ったので利用したいなとか使用したいなという人もいるかもしれませんが、ことしはどんな予定か何か聞いておられます。ことしのコミュニティの方のステージを買ったことで。ちょっとお聞きます。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野克哉君）

毎年行っておりますコミュニティ連絡会の方がまだ開催されておられませんので、その

際に各コミュニティの方から報告を受けたいと考えております。そのときには町の方針もお伝えしたいと思いますが、そこで報告を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。最近、高齢者の事故が取り沙汰されておる中でこの補助金、非常にいいことだと思うんですが、この補助金を受け取るまでの流れをちょっと教えていただきたいんですがよろしくお願いします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

補助金の流れでございますが、先日お示ししました資料がございます。それに沿って説明をさせていただきたいと思います。まず、後づけの装置の取り扱い業者に設置ができるか、自身が今持っている車両に設置ができるかどうかを確認していただくことになります。年式等によって設置できない車両等がございますのでそこはまず確認していただきまして始まりとなります。必ずここにありますように事前に取り扱い事業者の店舗に設置できるかを確認していただきます。そこで設置ができるという回答がございましたら申請書を都市整備課の方へ提出します。そのときに添付書類等がございますので、その添付書類また誓約書に自署等をしていただいて都市整備課の方に提出していただくことになります。そこにいろいろな……

○議長（横井良隆君）

ちょっとごめんなさい。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

では都市整備課長、引き続きお願いします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

記入していただいて都市整備課の方へ提出していただくと。あくまでも設置されてからの提出になりますのでよろしくお願いいたします。その後、書類等を確認していただきまして認められた場合は、この補助金交付決定通知書を申請者の方へ通知をさせていただきまして、その後請求書等を都市整備課の方へ提出していただいて、添付していただいた補助金が指定の銀行の口座等を書いていただいたものに振り込みをさせていただくような流れになりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

わかりました。ありがとうございます。

16ページ、公園整備事業費2400万減額されておるわけですが、この砂子防災公園整備を今後どのように進めていこうとされているのか、その辺をお願いします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

現在、砂子防災公園は土地購入を進めているところでございます。そこで土地購入を行った後、整備を進めていく計画でございます。まだ土地購入に関しましては残りの筆がございましたので、まずは土地の購入を目指して進めているところでございます。お願いいたします。

○議長（横井良隆君）

進捗状況の答弁を入れてください。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

はい。進捗のほうでございます。面積が1.2ヘクタールでございます。現在、約0.5ヘクタールを購入しております。今年度につきましては0.3ヘクタールの購入を予定しているところでございます。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

一般質問の中でも予算編成についてお答えをさせていただいたところです。砂子防災公園につきましては、防災目的のため一刻も早く整備したいのはやまやまでございます。ただ、今回のように補助事業に頼っての施行となっております、今のところ。補助事業の施行である限り補助事業者、いわゆる国の補助金が確定しますとその補助金の確定に従って事業費のほうも精査してまいりました。それが今回の補正予算でございます。本来であれば当初予算の編成どおり一般の会計をつぎ込みながらも早く事業を進めるべきではございますが、やはりその時点での経費の使い方については他の事業との兼ね合いもございます。そういったことも含めて今回の予算の編成になったということでございます。ただ、我々としても一刻も早く完成について望んでおるのは間違いないところでございます。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

これ2400万を減額されて0.3ヘクタール、ことしの予定をクリアしていくことはできるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

見込んで0.3を購入していく予定でございます。可能と考えております。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

この公園整備事業につきましては、最初事業認可を受ける際にたしか5年計画であったと思います。ただその時点後に例えばエアコン設置事業、いろいろ事業が入ってまいりました。地権者に対してもいろんな形で土地の売買について協議をかけたところでご

ございます。しかしながら、さっき言ったようないろいろな諸事情がございます。したがって、今年度0.3で事業計画をクリアできるかということでございますが、それは当然できない。もう既に4年ぐらいたったかな。工事につきましても、工事を当初2年間で完成させる予定だったと認識しておりますが、じゃあこの工事が2年で終われるか、そういったことについてはまだ先が見通せない状況でございます。しかしながら、先ほども申しましたように一刻も早く完成は願っております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

何点か質問しますが、まず今の土地購入費でございます。とにかく全体どれぐらいの面積、何ヘクタールなのかということで昨年度までに1.5ヘクタール終わったと。

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

全体が1.2の中で0.5が済みですか。わかりました。全体1.2の中で0.5ヘクタール済んだと、わかりました。今年度当初予算で0.3ヘクタールだと思うんですよ。ただ2400万減っていて当然減るだろうと思うんですが、そこら辺同じだと言われてちょっとそこら辺は……

[「できないと言った」の声あり]

○9番（吉原経夫君）

だからそれぐらいできるのかと。それも当然試算されておられると思いますのでもう1回ははっきりゆっくり言いますと、全体で1.2ヘクタールで0.5ヘクタールが購入済みで、今年度当初で0.3ヘクタールの予定だけれど、この補正予算が減ることによってやっぱり減ると。そこら辺どれぐらい減るのか。ある程度示していただきたいと思います。

あと12ページ、まちづくり推進事業費でございます。これ西小のコミュニティでございますが、今年度西小コミュニティ夏の祭りは中止ということを聞いております。大丈夫だと思うんですが、今年度購入して今年度使わないのにこういうように助成していただけるのかどうか。普通、町が助成する場合は当然今年度使用限定として助成しますが、これは町の助成ではございませんのでそこら辺大丈夫なのかということ。

16ページ、交通安全対策事業費でございます。これちょっと資料を読ませていただきまして、国土交通省の性能認定を受けた後づけの急発進抑制装置ということでございます。障害物検知機能ありなしとありまして、この障害物検知機能についてもあるものは

承認を受けているのかということと、令和2年4月1日以降に設置した方が対象で領収書などを持っていないといけないと。最初から町がやると広報しておればいいんですが、新たにこの補正予算が通ってから町のホームページで広報して、先につけちゃって領収書もないというようなことでは困ります。町内のこういう装置取り扱い事業者などに事前にこういう話は伝えてあったのでしょうか。領収書をとっていなかったら補助できないということでございますのでそこら辺どうなっているのか、お願いいたします。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず1点目でございます。土地購入のお話が出てまいりました。当初予算で0.3と言った覚えはございませんが、当初予算でお願いしておったのは0.4ヘクタール分程度でございます。それが事業費の確定によって0.3ということですので今のところ目標は達成してできておりませんが、これはさっき言ったような理由がございます。

西小コミュニティの備品の話でございます。単年度で消費するものではないと思っておりますので使い方について問題はないと認識しております。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

まず製品の方でございますが、認定されている製品であれば設置は可能となっております。

また、事前に申し込む前に設置された方に関しましては領収書等が必要になります。現在、取り扱い業者に関しましては今各店舗を回らせていただいて設置していただくことの了解を得ているところであります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

まず交通安全対策事業費でございますが、障害物検知機能がある場合、障害物検知機能も性能認定を受けているのか。そこら辺ちょっとこの文書ではわかりにくいのでそこを教えていただきたいのと、今事業者を回っているということでございますが、やはり

領収書がなきゃだめだと。もう買っちゃって領収書がない方ですね、どうするのだと。もともとそういう補助事業になることがわかっていれば残していますし、愛知県としても補助事業で前から上げているわけだからこんなに遅くやっちゃったら、つけたわいいが領収書をなくしたからできんという方があらわれたらこれは困ることになると思います。ですから事前に広報していく。もしくはもう少し早めにこんな6月でやらなくて当初予算などでやっていくべきじゃなかったのかと。じゃないと対象になるのに補助対象になることを知らなかった。当然知りませんわね、今出てきているわけだから。そういうときに不利益をこうむる方が出るんじゃないかと危惧するわけですが、その点はどうお考えでしょうか。

[発言する者あり]

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

各店舗に今回ったときに確認させていただいています。4月以降問い合わせ等は今のところないうちの担当も聞いております。また、もっと早くという質問でございますが、津島署管内等ですね、各市町と調整をした中で7月1日施行ということになりましたので今回7月1日施行で今上程しているところでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

[[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 散会